

NPO活動 必要な許可は

高校生の動画公開 注意点は

無償で助言
弁護士が一役

法知識駆使「プロボノ活動」広がる

弁護士が無償で法知識を駆使して、課題の解決に挑む。NPO法人などの取り組みをボランティアで支える「プロボノ活動」が、企業法務に携わる弁護士を中心に広がっている。弁護士会や法律事務所も組織として後押しを始めた。

「どんな許可を誰にとればいいのか、わからなかった」。一般社団法人「スポーツを止めるな」の代表理事・野沢武史さん(41)は、コロナ禍で高校生の競技会が中止になるなか、プレー動画をSNSで拡散して大学進学を支援してきたが、未成年の動画をネット公開する際の注意点が疑問だった。

そこへ、大学の同窓生で知り合いだった「オリック東京法律事務所・外国法共同事業」の杉田泰樹弁護士(41)が昨年からの活動に加わった。トラブルが起きないように個人情報規約を無償で整備したほか、映り込む対戦相手などの肖像権や撮影者の著作権を守りながら動画を活用できるアドバイスをしている。

杉田弁護士は「法律の知識を生かして、がんばっている人に光を当てられる。弁護士の使命を全うできる」と活動の意義を話す。野沢さん

は「敷居が高いイメージだった弁護士が身近になった」。

杉田弁護士ら約6千人の弁護士が所属する第一東京弁護士会は、プロボノの促進に会としても力をいれる。国選弁護の受任など会員に義務づける公益活動に2007年、プロボノ活動を加えた。さらに今年4月に、より活動しやすくなるように再び変更。プロボノの定義を「無償での法律事務に準ずるサービスの提供」と広げた。

次の課題は、NPO法人側のニーズと専門知識のある弁護士をどうつなげるかという「マッチング」だ。規約変更に携わった同会前会長の寺前隆弁護士は将来像として、「会がプラットフォームのような立場となり、弁護士を支援できた」と話す。

弁護士を100人以上抱える大規模法律事務所でも、プロボノに理解を示すようになってきている。森・濱田松本法律事務所(東京)の竹野康造弁護士によると、きっかけは08年のリーマン・ショックで顕著になった「貧富の差」。同事務所では、児童養護施設から社会に出る子どもへの法教育や難民認定手続きなどの分野で無償協力している。

プロボノの実践を人材評価で考慮する事務所もある。西村あさひ法律事務所(同)の根本剛史弁護士は、「組織としてプロボノに取り組むことが優秀な人材を獲得することにもなる」と話す。

一般社団法人「スポーツを止めるな」の活動について話し合う杉田泰樹弁護士(右)と最上紘太・共同代表理事(中央)、野沢武史・代表理事(左) 1120
21年3月、東京都内

